

議案第 1 0 8 号

四万十町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

四万十町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 8 年 1 2 月 7 日 提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

四万十町ひとり親家庭医療費助成に関する条例（平成18年四万十町条例第68号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成 6 年厚生省告示第54号）」を「診療報酬の算定方法」に改める。

附 則

この条例は、平成29年 4 月 1 日から施行する。